

第1節

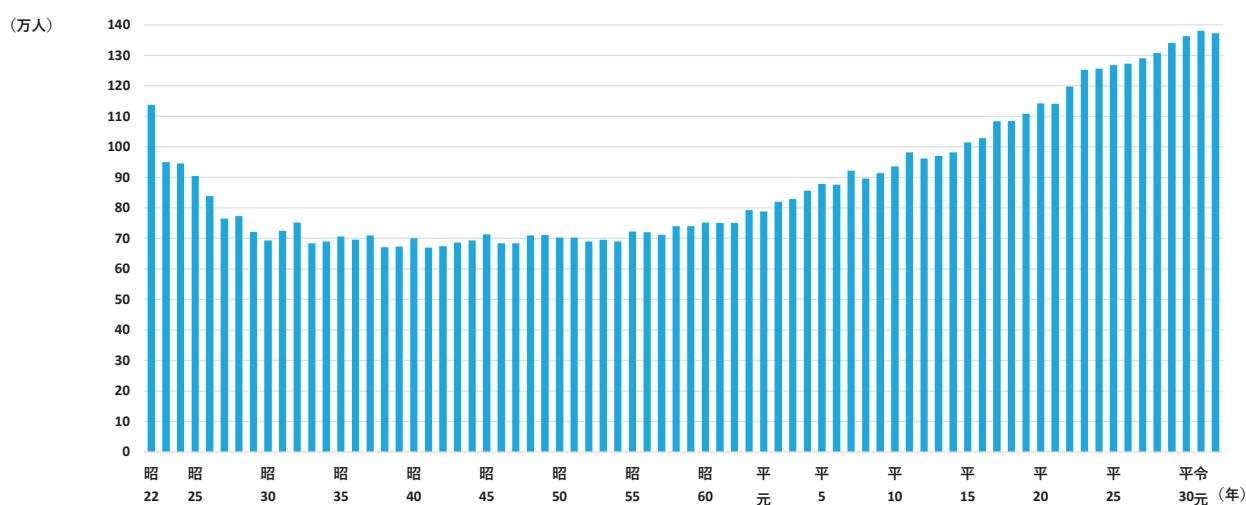
死因究明等推進基本法成立以前の主な取組

1 犯罪死の見逃し事案を受けた主な取組

我が国の死亡数は、昭和22年の113万8,238人から、昭和30年の69万3,523人に年々減少した後、昭和55年頃までほぼ70万人前後で一定であったが、その後徐々に増加し、平成15年には100万人を超え、平成20年には114万2,407人に達した（資1-1-1-1参照）。

こうした死亡数の増加に伴い、警察が取り扱った死体^{注1)}（交通関係及び東日本大震災による死者を除く。以下同じ。）の数は、平成10年の10万7,173体から平成20年の16万1,838体に徐々に増加したが、そのうち、死因を明らかにするための有効な手段の一つである解剖が行われたものの占める割合は、この間、ほぼ10%前後にとどまっていた（資1-1-1-2参照）。

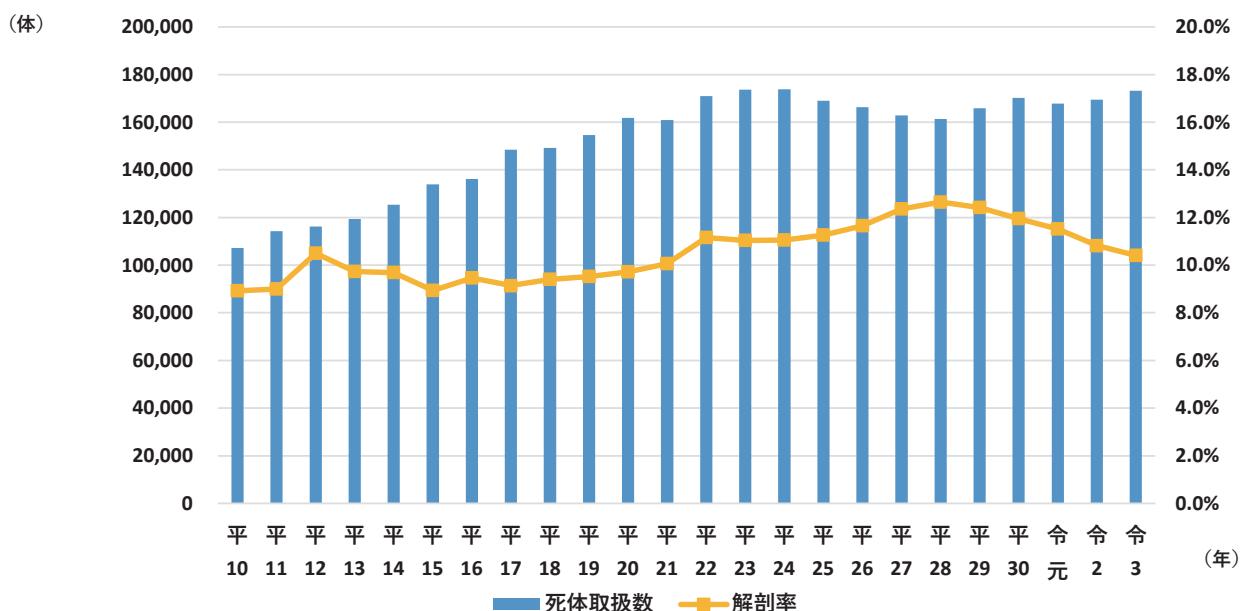
資1-1-1-1 我が国の死亡数の推移



出典：厚生労働省資料による

注1) 警察において、死体を発見し、死体を発見した旨の通報を受け、又は死体に関する法令に基づく届出を受けて取り扱った死体をいう。

資料1-1-1-2 警察における死体取扱数等の推移



出典：警察庁資料による

こうした中、まれにではあるが、警察において犯罪性が認められないものとして取り扱った死体のうち、後に犯罪行為による死亡であることが明らかとなった、いわゆる犯罪死の見逃し事案が発覚したことも背景にして、政府においては、平成20年12月、犯罪対策閣僚会議^{注2)}において決定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に、「死体取扱数の増加に対応するため、的確な検視^{注3)}の実施に資する人員の増強、施設・資機材の整備、死亡時画像病理診断の積極的活用、医師の死体検案に対する意識・能力の向上を推進するとともに、解剖医・解剖施設の充実、大学医学部の法医学講座等との連携促進、監察医制度の更なる活用等死因究明体制を強化するための方策について検討する。」との記載を盛り込んだ。

さらに、平成21年6月に閣議決定した「経済財政改革の基本方針2009」においても、「犯罪の見逃し防止及び公衆衛生の向上のため、法整備に向けた動きも踏まえつつ、死因究明制度に係る施策を着実に推進する。」との記載を盛り込み、関係省庁において、死因究明体制の強化等に向けた取組を推進した。

また、平成22年1月以降、警察庁で開催された「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会」（以下「研究会」という。）において、14回にわたる会合で重ねられた議論を踏まえ、平成23年4月、「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方について」（以下「研究会報告書」という。）が取りまとめられた。

注2) 「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、関係推進本部及び関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進するため、隨時開催される全閣僚を構成員として内閣総理大臣が主宰する会議。

注3) 刑事訴訟法第229条の規定に基づき、死亡が犯罪に起因するものであるかどうか判断するために、五官の作用により死体の状況を調べる処分。

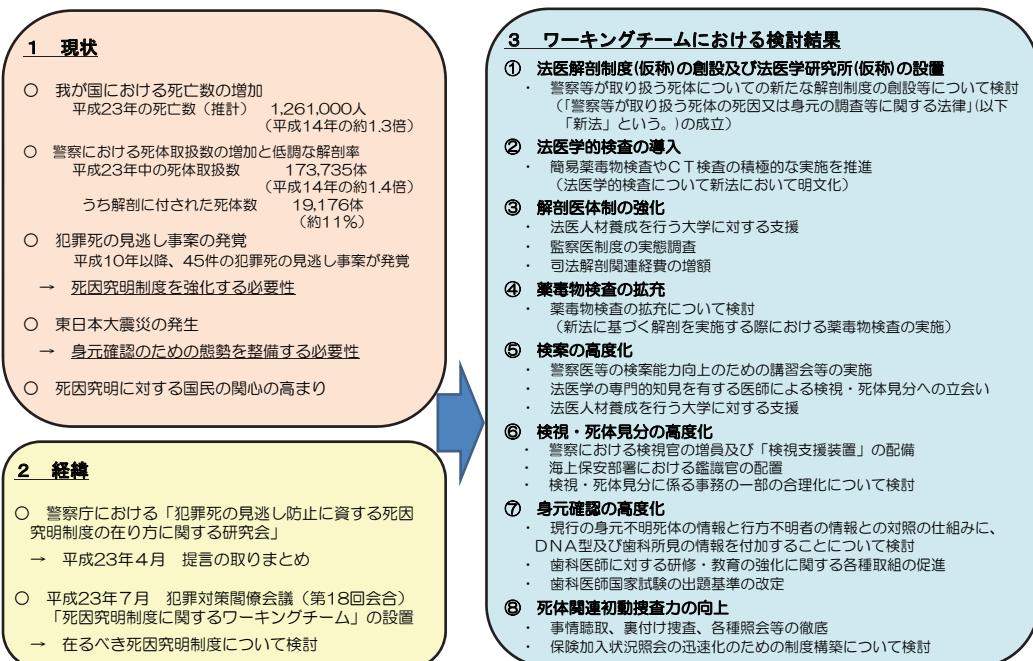
なお、研究会における検討が大詰めを迎えていた同年3月には、未曾有の大災害である東日本大震災が発生した。これにより、多くの尊い命が犠牲となったことに加え、被災地を襲った大津波の影響もあり、死体の身元確認作業は困難を極めた。こうした経験から、平素から身元確認のための態勢を整備しておくことの重要性が改めて認識された。

研究会報告書を参考とし、我が国の死因究明制度の当時の状況を見るに、この制度に関する諸課題は多岐にわたるものであり、関係省庁が緊密に連携して取り組むべきものであったことから、平成23年7月に開催した犯罪対策閣僚会議において、内閣官房副長官を議長とし、関係省庁の局長級職員を構成員とする「死因究明制度に関するワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）を設置し、政府全体として検討を進めていくこととした。

ワーキングチームにおいては、我が国における死因究明制度の諸課題を解決するべく、①法医解剖制度（仮称）の創設及び法医学研究所（仮称）の設置、②法医学的検査の導入、③解剖医体制の強化、④薬毒物検査の拡充、⑤検案^{注4)}の高度化、⑥検視・死体見分の高度化、⑦身元確認の高度化及び⑧死体関連初動捜査力の向上の8つの検討事項について、関係省庁が緊密に連携し、精力的な検討を行い、平成24年7月、「死因究明制度に関するワーキングチームの検討結果」を取りまとめた（資1-1-1-3参照）。

資1-1-1-3 死因究明制度に関するワーキングチームの検討結果について（概要）

死因究明制度に関するワーキングチームの検討結果について（概要）



出典：内閣官房資料による

注4) 医師が死因等を判定するために死体の外表を検査すること。

2 死因究明関連二法の成立

こうした政府による検討が進む一方で、党派を超えた国会議員により、るべき死因究明制度の確立を目指して検討が重ねられていた。その結果、平成24年6月、第180回通常国会において、議員立法により、死因究明等の推進に関する法律(平成24年法律第33号。平成26年9月失効。以下「推進法」という。)及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成24年法律第34号。以下「死因・身元調査法」という。)が成立し、推進法は平成24年9月、死因・身元調査法は平成25年4月に施行された。

推進法は、我が国において死因究明^{注5)}及び身元確認^{注6)}(以下「死因究明等」という。)の実施に係る体制の充実強化が喫緊の課題となっていることに鑑み、死因究明等の推進について、基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、必要な体制を整備することにより、死因究明等を総合的かつ計画的に推進することを目的としたものであり、内閣府に特別の機関として死因究明等推進会議を置くこと、政府は、講すべき必要な法制上又は財政上の措置等を定めた死因究明等推進計画を定めなければならないことなどが定められた(資1-1-2-1参照)。

また、死因・身元調査法は、警察等^{注7)}が取り扱う死体について、死因又は身元を明らかにするための措置に関し必要な事項を定めることにより、死因が市民生活に危害を及ぼすものであることが明らかになった場合に適切な措置の実施に寄与するとともに、遺族等の不安の緩和又は解消及び公衆衛生の向上に資し、もって市民生活の安全と平穏を確保することを目的とするものであり、警察署長等が、体液又は尿を採取して行う薬毒物検査や死亡時画像診断等の検査を行うことができる、遺族に必要性を説明した上で、その承諾を得ることなく、医師に解剖を行わせることができることなどが定められた(資1-1-2-2参照)。

注5) 推進法において、「死因究明」とは、死体について、検案、検視、解剖その他の方法により、死亡の原因、推定年月日時、場所等を明らかにすることをいう。

注6) 「身元確認」とは、死体の身元を明らかにすることをいう。

注7) 死因・身元調査法において、「警察等」とは、警察及び海上保安庁をいう。

資料1-1-2-1 死因究明等の推進に関する法律 概要

死因究明等の推進に関する法律 概要

立法の背景

警察における死体取扱数の増加—平成23年・約17.4万体/10年で約1.4倍

- 検視体制の不十分さ
- 検案する医師の専門性の不足
- 大学法医学教室の予算・後継者不足
- 解剖率の低さ・地域的なばらつき 等

犯罪・事故の見逃し

死因究明等の推進に関する法律

1 目的

死因究明及び身元確認の実施に係る体制の充実強化が喫緊の課題となっていることに鑑み、死因究明等の推進に関する施策の在り方を横断的かつ包括的に検討し、及びその実施を推進するため、基本理念・国等の責務・基本方針等を定める。

2 死因究明等の推進に関する基本理念

死因究明の推進は、①死者・遺族等の権利利益を踏まえてこれを適切に行なうことが生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとの基本的認識の下で、②人の死亡が犯罪行為に起因するものであるか否かの判別の適正の確保、公衆衛生の向上その他の死因究明に関連する制度の目的の適切な実現に資するよう行われるものとする。

身元確認の推進は、身元確認が、生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとともに、国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資するものであるとの基本的認識の下で行われるものとする。

3 国及び地方公共団体の責務等

国及び地方公共団体について、死因究明等の推進に関する施策の策定及び実施に関する責務を定めるほか、死因究明等に關係する者の連携協力について定める。

4 死因究明等の推進に関する基本方針

死因究明等の推進に関する重点施策は、以下のとおりとする。

- ①死因究明を行う専門的機関の全国的な整備
- ②法医学に係る教育及び研究の拠点の整備
- ③死因究明等に係る業務に従事する人材の育成、資質の向上
- ④警察等における死因究明等の実施体制の充実
- ⑤死体の検案及び解剖の実施体制の充実
- ⑥薬毒物検査、死亡時画像診断等死因究明のための科学的な調査の活用
- ⑦DNA鑑定、歯牙の調査等身元確認のための科学的な調査の充実及びデータベースの整備
- ⑧死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

5 死因究明等推進計画

政府は、死因究明等の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本方針に即し、必要な措置を定めた死因究明等推進計画を定める。(閣議決定)

6 死因究明等推進会議

内閣府に、特別の機関として死因究明等推進会議を設置し、5の計画の案を作成。

7 医療の提供に関連して死亡した者の死因の究明のための制度についての検討

医療の提供に関連して死亡した者の死因の究明のための制度については、その特殊性に鑑み、政府において別途検討するものとする。

8 施行期日等

公布日から3月以内で政令で定める日から施行し、2年後に失効。(限時法)

出典：衆議院法制局資料による

資料1-1-2-2 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律 概要

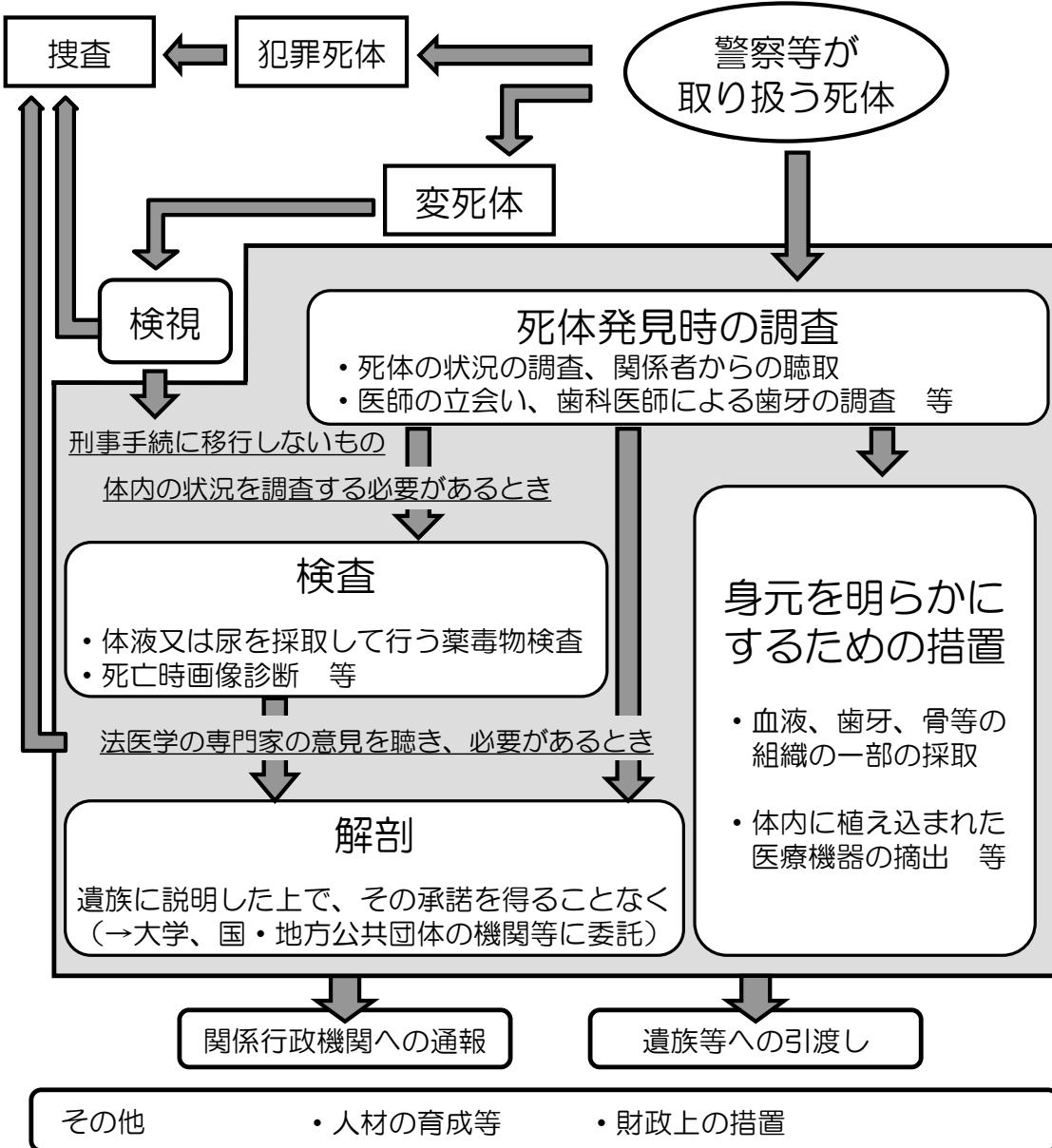
警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律 概要

背景

- 時津風部屋力士傷害致死事件の発生（H19）
警察が病死と判断した後、遺族の要望により行政解剖を実施した結果、犯罪行為によるものを見逃していたことが明らかに。

現状

- 死体取扱総数の増加（H14 125,403体 → H23 173,735体）
- 解剖率が諸外国に比べ低調 H23 約11%
(英国約46% ドイツ約19% スウェーデン約89%)



出典：衆議院法制局資料による

TOPICS

1 我が国における死因究明のための解剖制度

我が国において、医師の診療管理外で死亡した死体等の死因又は身元が明らかでない死体は、警察等により、その死因や身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等が行われる。

死因の判断については、警察等による死体の取扱結果も踏まえ、医師が死体を検案した上で行うが、その際、死因を明らかにするために死体の解剖が行われることもある。

この解剖は、死体の状況等に応じて、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、死因・身元調査法、死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）又は検疫法（昭和26年法律第201号）の規定に基づいて行われるものであり、それぞれの法律の規定^{注8)}により、実施主体や実施要件等を異にしている。

我が国における死因究明のための解剖制度（概要）

根拠条文	刑事訴訟法 第168条 等	死因・身元調査法 第6条	死体解剖保存法 第8条	死体解剖保存法 第7条	食品衛生法 第64条	検疫法 第13条
対象死体	犯罪死体又は犯罪死体の疑いがある死体	左記以外の死因不明の死体であって、被害の拡大・再発防止措置を講ずる必要があるかどうかを判断する上で、解剖を実施することが特に必要なもの	政令で定める地域（東京23区、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市）内における伝染病、中毒又は災害により死亡した疑いのある死体その他死因不明の死体であって、検案によっても死因の判明しないもの	公衆衛生の向上又は医学の教育若しくは研究のため解剖を実施することが特に必要な死体等	食品、添加物、器具又は容器包装に起因し、又は起因すると疑われる疾病で死亡した者の死体であって、原因調査上必要があると認められるもの	検疫感染症につき、船舶等に対する病原体の有無に関する検査について解剖を行う必要があると認める死体
実施主体	検察官、司法警察員 等	警察署長 海上保安部長等	都道府県知事	解剖を行う医師等	都道府県知事等	検疫所長
裁判官の発する許可状の要否（実施要件）	必要			不要		
遺族の承諾（実施要件）		不要			原則必要	

出典：厚生労働省資料による

注8) P90～99資料編2～6参照

3 死因究明等推進計画の策定

平成24年9月、推進法が施行され、同法第8条第1項の規定に基づき、政府は、内閣府に内閣官房長官を会長とし、関係閣僚9名及び法医学者、刑事法学者等の有識者10名を委員とする死因究明等推進会議（以下「推進会議」という。）を設置した。

そして同年10月、第1回の推進会議を開催し、死因究明等推進計画の案の作成に資するため、推進会議の委員6名を含む14名の有識者による死因究明等推進計画検討会（以下「旧検討会」という。）を開催することなどを決定した。

旧検討会においては、推進法第6条に掲げられた重点的に検討、実施されるべき施策である①法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備、②法医学に係る教育及び研究の拠点の整備、③死因究明等に係る業務に従事する警察等^{注9)}の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上、④警察等における死因究明等の実施体制の充実、⑤死体の検案及び解剖の実施体制の充実、⑥薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断^{注10)}その他死因究明のための科学的な調査の活用、⑦遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備及び⑧死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進の8つの施策について、大きく「人材の育成」、「施設等の整備」及び「制度の整備」の3つに分類した上で、順次議論することとされ、同月から18回にわたり検討が重ねられた。

有識者からは、それぞれの経験と見識に基づき、諸外国の死因究明制度を参考とした我が国における死因究明制度の将来像に関する意見から喫緊の課題解消に向けて早急な対応が求められる施策に関する意見に至るまで幅広い意見が述べられ、関係行政機関も交え活発な議論が展開された。

その結果、平成26年4月、旧検討会において、「死因究明等推進計画検討会最終報告書」（以下「最終報告書」という。）が取りまとめられた。

そして、同年6月、推進会議は、最終報告書の内容を踏まえ、死因究明等の推進を行うための当面の重点施策として、上記の8つの施策を項目として掲げ、各項目ごとに政府が取り組むべき具体的な施策を盛り込んだ死因究明等推進計画の案を決定し、同月、政府は、同案を基に「死因究明等推進計画」（以下「旧計画」という。資1-1-3参照）を閣議決定した。

注9) 推進法において、「警察等」とは、警察その他その職員が司法警察職員として死体の取扱いに関する業務を行う機関をいう。

注10) 推進法において、「死亡時画像診断」とは、磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置を用いて、死体の内部を撮影して死亡の原因を診断することをいう。

資料1-1-3 旧計画の概要

死因究明等推進計画の概要

◆死因究明等推進計画について

- 死因究明等の推進に関する法律（平成24年法律第33号）に基づき、死因究明等の推進に関して必要な措置を定める計画
- 死因究明等推進会議（会長：内閣官房長官）が計画の案を作成
- 計画の案の作成に資するため有識者からなる死因究明等推進計画検討会を18回開催、最終報告書を取りまとめ（平成26年4月）
⇒パブリックコメント、死因究明等推進会議を経て、死因究明等推進計画を閣議決定（平成26年6月13日）

第1 死因究明等推進計画策定の基本的考え方

○計画策定の経緯・背景

- ・高齢化の進展等に伴う死亡数の増加
- ・犯罪の見逃し防止
- ・平素から身元確認態勢を整備しておく重要性
⇒死因究明等に係る施策の総合的かつ計画的な推進の必要性

○計画策定によって期待される効果

- ①死因究明等が、重要な公益性を有するものとして位置付けられること
- ②死因究明等に係る実施体制の強化
- ③死因究明等に係る人材の育成及び資質の向上

第2 死因究明等を行うための当面の重点施策

1. 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備
 - ・政府における施策の管理・調整体制を構築し、施策を検証・評価・監視
 - ・地方に対する関係機関・団体からなる協議会の設置の要請
 - ・協議会等での検討結果を踏まえた地方の実情に応じた体制整備の要請 等
2. 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備
 - ・大学における死因究明等に係る人材育成の促進 等
3. 警察等における死因究明等の実施体制の充実
 - ・検視官の臨場率の更なる向上、科学捜査研究所の体制整備 等
4. 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用
 - ・薬毒物検査の充実、死亡時画像診断に関する研修の更なる充実 等
5. 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
 - ・身元確認に資する歯科診療情報の標準化に係る事業、DNA型情報等の活用 等
6. 死体の検査及び解剖の実施体制の充実
 - ・小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集・分析・検証
 - ・検案に際して必要な検査・解剖を明らかにするための研究の推進、異状死死因究明支援事業等を活用した費用の支援 等
7. 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進
 - ・必要な関係行政機関への通報等、遺族等への丁寧な対応 等
8. 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進
 - ・必要な関係行政機関への通報等、遺族等への丁寧な対応 等

第3 推進体制等

- 政府・地方の推進体制構築
- 大学、医療機関等の関係者の協力の確保
- 社会情勢の変化等踏まえ、適宜施策の検証及び見直し

出典：厚生労働省資料による